

令和5年第9回守山市農業委員会総会議事録

第9回守山市農業委員会総会を玉津会館1階会議室において招集する。

令和5年9月8日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第44号～議第47号

議第44号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第45号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第46号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第47号 農地法第5条第1項の規定による申請に

対し、許可をすることについて

報告第 34 号～報告第 37 号

報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による
届出の報告について

報告第 35 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ
いて

報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

報告第 37 号 諸証明書 of 交付について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 今井 清市 | 2 本城 康吉 | 3 杉江 和 |
| 5 木村 喜代子 | 6 深尾 円 | 7 大島 常弘 |
| 8 村瀬 伸一郎 | 9 岡本 良一 | 10 高橋 謙二 |
| 11 服部 重信 | 12 辰市 祐洋 | 13 西 直幸 |
| 14 大崎 恭義 | 15 九重 智子 | 16 千代 博 |
| 17 今井 誠二 | 18 西出 登志和 | 19 寺田 安喜雄 |
| 20 西村 明弘 | 21 宇野 正 | 22 中島 耕治 |
| 23 西村 正秋 | 24 西村 潔 | 25 山本 麻紀代 |
| 26 秋山 新治 | | |

3 欠席委員は、1名です。

4番 國枝 敏孝 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 上島 敏宏

局員 参事 岡田 秀樹

局員 専門員 吉川 与司一

書記 指導員 井上 俊明

農政課 課長 福嶋 信宏

農政課 主事 佐薙 由布紀

○局長

本総会は委員総数26名中25名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和5年第9回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます

ます。

(開会 午後 2 時 05 分)

○議 長

それでは、令和 5 年第 9 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 1 件、報告案件 4 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

5 番 木村 喜代子 委員

6 番 深尾 円 委員 を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 44 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 44 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 44 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 44 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 44 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2 番の 4 筆の内 2 筆が「内 何平方」となっていますが、残りの平米（㎡）はどのようになっていますか。

○農政課

残りの農地は、〇〇町の認定農家が賃貸借されています。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

この農地を今まで借りていた方は、だいたい「19 年間の期間借地」であったと記憶しているのですが、今回 2 年ほどで賃貸借の解除となったようですが、この「期間の長さ」に制約はあるのでしょうか。

○農政課

令和 3 年 12 月から令和 8 年 12 月まで賃貸借設定されておりましたが、今回事業の撤退となりました。また、特

に契約期間の定めはなく、双方の合意により解約が可能です。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第45号を議題といたします。書記に議件の朗

読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 45 号の提案理由の説明
を申し上げます。

議案書 2 ページ、位置図 2 ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての
許可案件でございます。本委員会の決定を求めるもので
ございます。

今月は、2 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 836 平
方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番地〇〇号

〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は 4.0 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,107 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番地〇 〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は 4.0 キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件です。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用にも支障ありません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第45号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員である●●●●委員に1番と2番の確認状況の報告をお願いします。

○●番 ●●● ●●委員

報告いたします。

1番および2番とも田んぼであるので問題はありません。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第46号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第46号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第46号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 3 ページ、位置図 3 ページからとなります。これは転用を目的とする農地所有者自身の転用案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 4～5)

申請地は〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,279 平方メートルの登記現況ともに田で、申請人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、転用の事由は貸駐車場です。当該地を盛土・成形し、〇〇市に本社を置く株式会社〇〇〇〇の事業用駐車場として貸し付ける計画です。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件となります。

2 番の案件です。(位置図 P 6～8)

申請地は〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 92 平方メートルおよび〇〇〇〇番〇 363 平方メートル、2 筆合計 455 平方メートルの畑で、申請人は〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 さん 〇〇歳で、転用の事由は貸駐車場です。当該地の周辺は既に申請者が貸駐車場として利用されており、今回、近隣のレストランから繁忙時には駐車場が足りないため駐車場の賃貸を要望されたことから、既存の貸駐車場を拡張されるものです。

立地基準の判断については、市街化が見込まれる区域内の農地で、住宅等が連たんした区域に近接している農地であることから、第2種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第46号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

駐車場への転用となりますが、排水路等の設置も考えて

おられるので、問題は無いと思います。

以上です。

○議長 長

続いて2番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告
をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

隣接する駐車場の増設となりますが、道路への進入口は
申請人の土地を利用されるので、問題無いと思います。

以上です。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

両案件とも問題は無いかと思えます。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議長 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を

いたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第47号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第47号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第47号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書4ページ、位置図9ページからとなります。こち

らは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます。まして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、4件でございます。

1番の案件です。(位置図 P10-11)

申請地は〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 201平方メートルの田で、譲渡人は大阪府吹田市〇〇〇 〇丁目〇〇番〇 〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は〇〇町〇〇 〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 です。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は駐車場です。

申請地の隣地に事務所兼住宅を構える譲受人が、来客者等の駐車場として整備するため取得されるものです。

なお、申請地は〇〇地区地区計画区域内です。

立地基準の判断については、集落内であり、周辺が宅地化しており、住宅等が連たんしている区域内的の農地であることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P14-15)

申請地は全部で3筆ございまして、まず、〇〇町 〇〇
〇〇〇〇番 991 平方メートルおよび〇〇〇〇番〇
998 平方メートルの田で、譲渡人は大津市〇〇町〇〇番
〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。もう1筆が〇〇町
〇〇 〇〇〇〇番〇 1,051 平方メートルの田で譲渡人
は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、3
筆合計 3,040 平方メートルです。譲受人は 〇〇町〇〇
〇〇番地の〇〇〇 有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取
締役 〇〇 〇〇〇 です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場の拡張です。

現在、〇〇町で借用されている資材置場の明け渡しを要求されておられ、その代替地として大型車両の出入りが可能な自社所有の資材置場を必要な規模で拡張し、現有施設と一体利用することで管理・利用の利便性を図り、かつ、車両の出入りを〇〇〇〇〇〇〇からの一か所にする事で近隣の通行者への安全に配慮した利用確保を図るべく計画されたものです。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件であり、転用面積が3,000平方メートル以上ですので県農業会議へ

の諮問案件になります。

立地基準の判断については、市街化が見込まれる区域の農地で、住宅等が連たんしている区域に近接していることから、第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 P16-17)

先ほどの3番の案件の隣地になります。

申請地は〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 988平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 988平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。2筆合計1,976平方メートルです。譲受人は〇〇町〇〇〇番地 〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は貸資材置場です。

譲受人が用地を取得し、盛土・成形したうえで、自身が役員である〇〇町の株式会社〇〇〇〇〇〇〇が資材置場として借用される計画です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件となります。

立地基準の判断については、市街化が見込まれる区域の農地で、住宅等が連たんしている区域に近接していることから、第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第47号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は○○地区の地区計画内にありまして、隣接農地への影響も少ないと考えます。

以上です。

○議長

続いて2番の案件は前任の●● ●●委員が立ち会っておられまして、本日欠席となっている●● ●●委員が引継ぎされており、特に問題は無いと聞いています。

続いて3番と4番の案件の確認状況の報告を●● ●

●委員をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

はい、申請書を基に現地確認いたしました。当該地は小学校が近いので騒音や事故等に注意いただくようお願いしました。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか(●● ●●委員、●● ●●委員)。

○当番委員(●● ●●委員)

どの案件も問題無いと思います。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

確認なのですが、2番は貸し駐車場となるようですが、
当該地の奥の東の農地への進入には当該地を通らなければ
入れないように見えますので、奥の農地の利用状況に影響
があれば問題になりますが、如何ですか。

○事務局

奥の東側の農地への乗り入れにつきましては、その農地の東側に水路と農道がありますので、そちらから乗り入れが可能となっております。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

4番は、資材置場への転用になっていますが、資材とは砂利なども資材となるのでしょうか。私の担当区域では資材置場があり砂利等が搬送されており埃が舞う状況があり通学路でもあることから心配しているところがありますので、お聞きします。

○事務局

4番の案件では、資材として「車両の駐車、建設の重機、現場事務所のプレハブ、コンクリート製品、骨材、土砂置場、建築資材、足場材」などが置かれる計画になっており、骨材として砂利や土砂も含めて資材となります。今回は「開発事業同意案件」でありますので、通学路であれば担当課から意見がでるようになります。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第34号から第37号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 35 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告について

9 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

8 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

報告第 37 号 諸証明書の交付について

2 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

以上です。

○議 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終

了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 20 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 9 月 19 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

5 番 木村 喜代子 委員

6 番 深尾 円 委員